

総合評価方式活用ガイドラインの主な改定案について

(1) 埼玉県改定点を踏まえた改定案

評価項目等	改正内容・理由	掲載箇所
サ（ウ）手持ち工事量	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準を「受注額」から「契約件数」の比率に変更、配点を細分化（3段階から6段階）。 ・受注額で確認しようとする集計ミスが起こりやすく、確認作業が煩雑となり時間がかかってしまうため手続きを簡素化する。配点を細分化し、差が付きやすいようにする。 	P 3 6
コ（イ）若手技術者・女性技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の「若手技術者の配置」の評価に「女性技術者の配置」を併せて評価。配点を1から2へ変更。 ・女性活躍・定着促進を切り口に担い手確保へ繋げるため。 	P 3 3
コ（ウ）誰もが働きやすい企業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の「多様な働き方実践企業」の登録評価に、「アライチャレンジ企業登録制度」の登録を併せて評価。 ・性的マイノリティ（LGBTQ）の方の働きやすい環境づくりも推進するため。 	P 3 4
コ（ウ）4週8休を確保した工事実績	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止。 ・現在発注している工事がほぼ週休2日制を導入しているため。 	

(2) その他

評価項目等	主な改正内容・理由	掲載箇所
ケ（ク）パートナーシップ構築宣言の公表・ケ（ケ）埼玉県SDGsパートナーへの登録	<ul style="list-style-type: none"> ・コ 担い手確保・育成に関する取組の小項目からケ 企業の社会的貢献度の小項目に変更。 ・カテゴリーを適切なものへ修正。 	P 3 1
ウ 配置予定技術者の技術能力、カ 企業の技術能力、コ 担い手確保・育成に関する取組など	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者の例として挙げられている「監理技術者（特例監理技術者を含む）」を「監理技術者（専任特例監理技術者等も含む）」に変更。 ・法や要領に合わせた文言へ修正。 	P 5、P 18、P 19、P 3 3